

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた取り組みについて

近年、組織犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、我が国を含む国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。

その一環として、金融機関においては関係省庁等と連携し、犯罪者やテロリスト等につながる資金の流れを断つこと、すなわちマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢を強化し、健全な金融システムを維持することに努めています。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「金融庁ガイドライン」といいます。)を踏まえ、当信組ではお客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)等で確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容等について書面等により確認させていただく場合があります。

お客さまにはお手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1. お取引時確認にご協力ください

当組合では、「犯罪収益移転防止法」に基づくお取引時確認に、金融庁ガイドライン等を踏まえた事項を加えて、お客さまのお取引時確認(ご本人の氏名やお取引目的、職業等)をさせていただいております。

2. お取引目的等の再度の確認にご協力ください

既に当組合にお口座を開設されているお客さまにつきましても、お客さまとのお取引の内容・状況等に応じて、お取引目的等について、当組合の窓口や郵便等により再度確認させていただくことがあります。

※ご提出いただけない場合やご回答いただいた内容に不備がある場合は、当組合からご連絡させていただく場合があります。

●お取引目的等の定期的な確認について

お客様の口座がマネーロンダリングや犯罪に悪用されることを防ぎ、お客様の大切な資産を守るため、お客様情報やお取引目的等の定期的な確認をさせていただいております。

「お取引目的等の確認に関するご協力をお願い」がお手元に届かれましたら、大変お手数をおかけして恐縮ですが、必要事項をご記入の上、ご返送ください。

諸事情ご賢察の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【参考：金融庁・金融機関におけるマネロン・テロ資金・拡散金融対策の取り組みについて】

金融庁・金融機関は、金融サービスを悪用するマネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融(マネロン等)の対策に取り組んでいます。

犯罪で得られたお金を多数の金融機関を転々とさせることで資金の出所をわからなくしたり、テロリスト等に容易にお金を送金されてしまうと、将来の犯罪活動やテロ活動を助長することになってしまいます。

犯罪やテロなどと聞くと、私たちの暮らしの中ではあまり関係がないと思われがちですが、例えば、日本では最近、不特定多数の人から現金等をだまし取る特殊詐欺(オレオレ詐欺)が多発しており、組織的に詐欺を敢行して、だまし取ったお金の振込先として、架空の口座や他人名義の口座を利用するなど、様々な手口を使ってマネー・ロンダリングが行われています。また、ミサイルの発射実験などを繰り返している北朝鮮や、ウクライナに侵略しているロシア、国際連合安全保障理事会等で制裁対象となっているテロリストなどが、必要な活動資金を入手するために日本の金融機関を悪用する可能性があることから、これを未然に防ぐ必要があります。

このため、年々複雑化・高度化するマネロン等の手口に対抗できるよう、金融機関では様々な確認手続きを行うなどして、対応を進めています。犯罪組織やテロ組織は、一般の利用者に紛れて気づかれないように取引を行うとするため、金融機関を利用する一人一人の情報を確認することでマネーロンダリングやテロ資金供与を防止することができます。犯罪組織やテロリスト等への資金の流れを止めることで犯罪やテロを未然に防止して、皆様の安心・安全な生活を守るとともに、皆様の預金や資産を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。